

豊川市監査公表第12号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年2月5日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	星川博文

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(市民部人権生活安全課)

監査実施期間 令和6年 9月 4日から  
令和6年11月11日まで

豊川市監査公表第4号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市安全なまちづくり推進大会開催に係る費用は、大会会則によると豊川市、豊川交通安全協会及び豊川防犯協会連合会が負担するものとなっているが、負担割合について明記されていないため、支出根拠を確認することができない。そのため、会則等において開催に係る費用の支出根拠が客観的に分かるものとなるよう検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市安全なまちづくり推進大会開催通知用郵便はがきの受払簿が整備されていなかった。そのため、準公金の受払状況を明らかにするため、受払簿を整備されたい。</p> <p>2 以下の委託業務における設計書が、施行伺及び契約書に添付されていなかった。そのため、財務事務の手引きを参考に、適切な財務事務となるよう改善されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法律相談業務委託</li><li>・人権・男女共同参画講演会</li><li>・女性悩みごと相談業務委託</li></ul>	<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市安全なまちづくり推進大会会則について、関係団体と協議の上、費用の負担割合を「豊川市100分の90、豊川交通安全協会100分の5、豊川防犯協会連合会100分の5」とする会則の改正を行った。</p> <p>改正する会則の施行日は、令和7年4月1日とした。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市安全なまちづくり推進大会について、はがき・切手の受払状況を明らかにするため、令和6年10月1日付けで受払簿を整備して管理する方式に改めた。</p> <p>2 法律相談業務委託の施行伺（令和7年3月27日付け）及び女性悩みごと相談業務委託の施行伺（令和7年3月28日付け）、令和7年4月1日付けの両契約書に設計書を添付し、適切な財務事務となるよう改善した。</p> <p>なお、人権・男女共同参画講演会については、令和7年6月の契約に向けて設計書は作成されており、執行の際は、施行伺及び契約書に設計書を添付することとした。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和7年6月10日現在のものである。